

議案第22号

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年12月16日提出

恵庭市議会議員 小橋 薫 川股 洋一 早坂 貴敏 野沢 宏紀
武藤 光一 林 謙治 柏野 大介

記

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により変更の交付決定があったときは、その都度、政務活動費を交付することができるものとする。

第4条第1項中「場合は、当該政務活動費を精算し」を「ときは」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 政務活動費の交付を受けた会派が交付後において所属議員数が減少したときは、その減少した日現在の政務活動費の残余金を交付時の所属議員の数で除した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に減少した議員の数を乗じて得た額を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた会派が交付後において所属議員数が増加したときは、前2項の

規定により返還された額の範囲内で追加交付できるものとし、新たに会派が結成されたときも同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（交付額及び交付の方法）</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、当該会派の所属議員数に15万円を乗じた額を毎年度交付する。</p> <p>2（略）</p> <p>（所属議員数の異動に伴う調整）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、交付後において所属議員数に異動が生じた場合は、当該政務活動費を精算し、市長に対し変更交付申請をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（交付額及び交付の方法）</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、当該会派の所属議員数に15万円を乗じた額を毎年度交付する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により変更の交付決定があったときは、その都度、政務活動費を交付することができるものとする。</u></p> <p>（所属議員数の異動に伴う調整）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、交付後において所属議員数に異動が生じたときは_____、市長に対し変更交付申請をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>政務活動費の交付を受けた会派が交付後において所属議員数が減少したときは、その減少した日現在の政務活動費の残余金を交付時の所属議員の数で除した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)に減少した議員の数を乗じて得た額を返還しなければならない。</u></p> <p>5 <u>政務活動費の交付を受けた会派が交付後において所属議員数が増加したときは、前2項の規定により返還された額の範囲内で追加交付できる</u></p>

現行	改正案
第 5 条～第 11 条 (略)	<u>ものとし、新たに会派が結成されたときも同様とする。</u> 第 5 条～第 11 条 (略)